# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御宿町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

千葉県御宿町長

#### 公表日

令和2年3月30日

#### I 関連情報

連絡先

_I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務及び保健事業を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ① 被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ② 医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 ③特定健康診査、特定保健指導及び短期人間ドック助成事業の実施
③システムの名称	国民健康保険システム、高額療養費支給システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総 合システム、国保情報集約システム、健康かるて
2. 特定個人情報ファイル	名
国民健康保険ファイル、宛名や	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府·総務省令第5号第24条
4. 情報提供ネットワーク	
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】42,43,44項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務課 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522 0470-68-2511
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ

保健福祉課 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522 0470-68-6717

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			12年3月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和2年3月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[   基礎	項目評価	書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・3	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 監査									
実施の有無	[ O ]	自己点検	[ ]	内部監査 [ ] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている					

## 変更箇所

<b>大大田</b>										
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明					
平成29年6月12日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要		・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 ③特定健康診査、特定保健指導及び短期人間ドック助成事業の実施	事後						
	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、国保総合システム、高 額療養費支給システム、中間サーバー	国民健康保険システム、高額療養費支給システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、健康かるて	事後						
平成29年6月12日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7 8,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45条 平成26年内閣府·総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報紹介】20,25,26条	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】1,2,3, (4),5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】42,43,44項	事後						
平成29年6月12日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	平成27年2月25日時点	平成29年4月1日時点	事後	しきい値の再確認					
平成29年6月12日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数	平成27年2月25日時点	平成29年4月1日時点	事後	しきい値の再確認					
平成30年5月30日	5. 評価実施機関における評 価実施者	保健福祉課長 埋田禎久	保健福祉課長 渡辺晴久	事後	人事異動による実施者の変更					
平成30年5月30日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月25日時点	事後	しきい値の再確認					
平成30年5月30日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月25日時点	事後	しきい値の再確認					
令和1年6月14日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	平成30年4月25日時点	平成31年4月25日時点	事後	しきい値の再確認					
令和1年6月14日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数	平成30年4月25日時点	平成31年4月25日時点	事後	しきい値の再確認					
令和1年6月14日	Ⅳ リスク対策	_	評価を実施	事後	評価書様式変更によるもの					

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	【情報照会】42,43,44項	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80 ,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】42,43,44項	事後	再実施によるもの
令和2年3月1日	5. 評価実施機関における評 価実施者	保健福祉課長 渡辺晴久	保健福祉課長	事後	再実施によるもの
令和2年3月1日	TIもい値判断項目	平成31年4月25日時点	令和2年3月1日時点	事後	再実施によるもの
令和2年3月1日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数	平成31年4月25日時点	令和2年3月1日時点	事後	再実施によるもの